

政務調査費返還金に係る利息相当額の徴収を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

なお、波多等監査委員および森谷忠造監査委員は、法第199条の2の規定により除斥されています。

平成23年10月31日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔

政務調査費返還金に係る利息相当額の徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成23年9月1日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成23年8月10日付け領収済通知書写しおよび菰渕将鷹議員作成の政務調査費金銭内訳票写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、高松市長は、菰渕将鷹議員の平成22年度の政務調査費が違法に支出されたことを知って、当該違法支出分58万8,600円の収納をしたにもかかわらず、利息相当額の返還請求を違法に怠っているのである。高松市長その他の補助職員は、本件違法支出分58万8,600円相当の茶菓子代の公金支出は、返戻前から政務調査費

に係る地方自治法第100条第14項に規定する「調査研究」に該当しない違法な公金支出であることは分かっていたのである。

適法に支出された公金は高松市公金会計に返還することは不可能であるから、本件返還に係る茶菓子代58万8,600円の公金支出が違法であったことは言うまでもない。

結局、高松市長は、本件58万8,600円の支出が違法な公金支出であることを知って公金会計に収納したのであるから、58万8,600円に対する利息相当額の金員を請求する必要があるにもかかわらず、その返還請求を違法に怠っているのである。本件怠る事實は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な怠る事實に該当するものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法な怠る事實について責任を有する者に対して、当該違法な怠る事實に係る損害の補てんを求めるほか、「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

2 高松市（以下「市」という。）長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、市が、市議会議員（以下「議員」という。）菰渕将鷹（以下「当該議員」という。）に交付していた平成22年度分政務調査費のうち広報費の湯茶代として支出した金58万8,600円（以下「本件返還金」という。）の返還を受けながら、これに対する利息相当額の遅延損害金を徴収していないことが、財産の管理を怠る事実該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、上記遅延損害金の徴収を怠る事実責任を有する者に対し、これによる損害を補てんさせるなど必要な措置をとるよう市長に勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成23年9月26日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、市議会事務局総務調査課および総務部総務課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市における政務調査費の交付とその返還に関する条例等の規定

政務調査費の交付に関して、法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、

当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定した上、同条第15項では、「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

市が、法の上記規定を受けて制定した高松市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）および条例施行規則（以下「規則」という。）における政務調査費交付に関する規定は、次のとおりである。

政務調査費は、交付の対象を議員とし（条例第2条）、交付額は、各月の初日に在職する議員に対し、月額10万円とする（条例第3条）。各議員は、毎年度、当該年度において交付を受けようとする政務調査費について、議長を経由して、政務調査費交付申請書を市長に提出し（規則第2条）、市長は、当該申請に対し交付の決定を行い、政務調査費交付決定通知書により当該議員に通知する（規則第3条）。通知を受けた議員は、市長に請求書を提出し（規則第4条）、市長は請求書を受け、4月分から9月分および10月分から3月分をそれぞれ4月と10月に交付する（条例第3条）。

前記交付を受けた議員は、規則で定める用途基準に従って、政務調査費を使用しなければならず（条例第4条、規則第5条および別表）、議員でなくなった場合を除き、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務調査費について、収支報告書に領収書等の証拠書類写しを添え、議長に提出しなければならない（条例第6条および規則第6条）。

また、議員は、交付を受けた政務調査費による支出について会計帳簿を作成し、領収書等の証拠書類とともに、5年間保存しなければならない（規則第8条）。

そして、議長は、議員から提出された収支報告書の写しを市長に提出する（規則第7条）とともに、議員から提出された収支報告書等を5年間保存しなければならない（条例第7条）とされている。

一方、政務調査費返還に関する規定であるが、議員でなくなった場

合を除き、交付を受けた政務調査費の総額から残余が生じた場合は、当該残余の金額に相当する政務調査費を市長に返還しなければならない（条例第5条第2項）とされているものの、条例、規則、他の例規においても、それ以外に返還に関する規定はなく、政務調査費返還金に対して利息などを徴収することについても規定されていない。

(2) 平成22年度の当該議員に対する政務調査費の交付状況とその収支報告等の状況

当該議員は、平成22年度の政務調査費の交付について、(1)で述べた規定に従い、議長を経由して、市長に対して年額120万円の政務調査費交付申請書を提出し、市長は、申請どおり年額120万円の交付決定を行い、当該議員に交付決定を通知した上、当該議員からの交付請求を受け、当該議員に対し、4月と10月にそれぞれ半年分の60万円を交付している。

そして、当該議員は、平成22年度に交付を受けた政務調査費について、平成23年4月28日に、領収書等の証拠書類写しを添えた政務調査費収支報告書を議長に提出しており、その内容は、交付を受けた政務調査費に残余はなく、交付確定額は120万円であった。

(3) 当該議員が本件返還金を市に返還するに至った経緯・理由とその事務処理状況

政務調査費に残余が生じた場合は、(1)のとおり、条例第5条第2項の規定により、当該残余の金額に相当する政務調査費を市長に返還しなければならないとされている。

当該議員は、(2)のとおり、平成23年4月28日に議長に提出した収支報告書では、平成22年度政務調査費に残余はなく、交付確定額は120万円であったが、同年8月9日に、議長に、広報費の湯茶代として計上していた市政報告会参加者に提供したお茶および菓子代に係る金額である58万8,600円を除外した政務調査費収支報告書訂正願を提出し、同月10日にそれに相当する金額を市長に返還している。

その返還理由としては、平成23年10月7日付け高松市監査委員

告示第19号の監査結果で明らかにしたとおり、当該議員は、当該湯茶代を政務調査費から支出することの違法性を認めた結果ではなく、その支出が新聞記事に掲載され、これを購読した市民に選挙活動の一環ではないかとの誤解を与え、混乱を生じさせた責任を果たすために返還手続をしたにすぎないものであり、市は、これを確認して、本件返還金を平成23年度一般会計歳入における諸収入として、同年8月10日に受納している。

(4) 本件返還金の受納とこれに対する遅延損害金に関する市の認識と対応

市は、当該議員が、本件返還金を広報費の湯茶代として計上したことについて、市政報告会で提供する湯茶代は、政務調査活動の経費として規則第5条別表で定める使途基準に示されていること、各市政報告会に出席した者の延べ人数で割った一人当たりの平均金額は290円と高額とは言えないこと、平成16年4月14日の東京高等裁判所の判決においても、広報費を政務調査費の使途基準の一つとして規定することは違法とは言えないと判示していることなどから、違法な公金支出の事実はなく、本件返還金の支出は、法および法に基づき定められた条例、規則等により適正に処理されているものと認識している。

したがって、適法な支出である以上、当然に本件返還金の返還請求は行っていなかったが、(3)のとおり当該議員の自主的な判断によって、平成23年8月9日に政務調査費収支報告書訂正願が提出され、同月10日に本件政務調査費相当額の返還金を受納したまでであり、当該返還金に対する利息相当額の請求は不要であったものと認識している。

2 監査委員の判断

(1) 当該議員による平成22年度政務調査費からの本件返還金支出の適法性について

請求人は、この住民監査請求においても、当該議員が政務調査費か

ら本件返還金を広報費の湯茶代として支出していたこと自体が違法であると主張しているが、その適法性・妥当性については、請求人自身が本件事実と同一の事実を対象として請求した住民監査請求（平成23年8月8日付け監査事務局受付第142号）に対する監査結果（平成23年10月7日付け高松市監査委員告示第19号）において、すでに当監査委員が適法かつ妥当なものであると判断しているのので、一事不再理の原則に従い、改めてその判断を示さず、それが適法かつ妥当なものであるとの判断を踏襲するのが相当であると思料するものであり、請求人の上記主張が失当であることは論を待つまでもなく明らかである。

(2) 市が本件返還金に対する利息相当額の遅延損害金を徴収していないことの当否について

請求人は、市長が、当該議員に交付していた平成22年度分政務調査費のうち本件返還金が違法に支出されたことを知って、当該違法支出分の返還を受けたものであるから、本件返還金に対する利息相当額の遅延損害金を請求する必要があるにもかかわらず、その請求をしていないことは違法であると主張しているのので、本件返還金に対する利息相当額の遅延損害金を徴収しないことの適否について検討する。

当該議員が本件返還金を市に返還したことについては、「監査により認められた事実」(3)で明らかにしたとおり、当該議員が、市政報告会における湯茶代として、平成22年度分政務調査費から本件返還金を広報費の湯茶代として支出したことの違法性を認めた結果ではなく、その支出が新聞記事に掲載され、これを購読した市民に選挙活動の一環ではないかとの誤解を与え、混乱を生じさせた責任を果たすため、自主的な判断によって返還手続をしたにすぎないものと認められる。

これに対し、市は、「監査により認められた事実」(4)で明らかにしたとおり、本件返還金の政務調査費による支出は、法および法に基づき定められた条例、規則等により適正に処理されているものと認識していたものの、当該議員から平成22年度分の政務調査費収支報告書訂正願が提出され、同年度に当該議員に支出した政務調査費に残余が

生じたものとして、条例第5条第2項の規定に基づき、当該議員から本件返還金相当額が返還され、これを受納したまでのことである。

この点に関連して、請求人は、適法に支出された公金は市公金会計に返還することは不可能であるとも主張しているので付言するに、政務調査費の交付を受けた議員が、使途基準を逸脱するなどして違法にこれを支出している場合は、市がその返還を請求し、これを回収することができるのは当然であるが、その支出が適法・妥当なものであっても、議員の判断により、これを受領している政務調査費に計上せず、自己資金で賄うこととして返還することは自由であり、市がその返還を受けることにも何ら支障はなく、不可能ではない。そして、本件返還金の返還手続については、所定の規定に基づき適正に処理されているものと認められ、当該議員が本件返還金を返還したことの一事をもって、直ちにその支出が違法なものであり、市はその違法性を認識していたものであるとする請求人の主張は、短絡的思考に過ぎて相当ではなく、失当であると言わなければならない。

そして、本件返還金に対する利息相当額の遅延損害金を徴収していないことについて、市は、本件返還金は適法な支出であるものの、当該議員の自主的な判断により返還したものであり、これに対する利息相当額の遅延損害金の請求は不要であるとしているが、遅延損害金は、そもそも金銭債権において履行遅滞の債務不履行があった場合に、履行期が経過したことによって、債務者が損害賠償として法律上当然支払わなければならない金銭であり、本件返還金は、当該議員が、法律上返還すべき債務はないものの、前記事情から自主的に返還したものにすぎず、市がその返還を請求し得る債権を有するものではなく、履行期も関係ないので遅延損害は生ぜず、市が本件返還金について利息相当額の遅延損害金を徴収しなかったことは当然であり、何ら違法なものとは言えず、市に損害を与えたものとは到底認められないので、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上、検討のとおり、市が本件返還金に対する利息相当額の遅延損害金

を請求しないことは当然なことであり，財産の管理を怠る事実該当しないと判断されるので，請求人の主張はいずれも理由がなく失当である。よって，本件措置請求には理由がないものと判断する。